

商工省官制中改正ノ件

右謹テ上奏シ恭シク

聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ

付セラレムコトヲ請フ

昭和十二年四月十三日

内閣總理大臣林銑十郎



勅令第

號

商工省官制中左ノ通改正ス

第二條中「五局」ヲ「六局」ニ改メ「保險局」ノ次ニ「統制局」ヲ加フ

第二條ノ二ヲ削ル

第五條ノ五 統制局ニ於テハ重要ナル産業統制及産業合理化ニ關スル事務ヲ掌ル

第五條ノ六 商工省ニ統制局顧問ヲ置キ統制局ノ局務ヲ輔ケシム
統制局顧問ハ商工大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

統制局顧問ハ勅任官ノ待遇トス但シ本官ヲ有スル者ニ付テハ本

官ノ受クル待遇ニ依ル

第八條中「商工書記官ハ專任十二人」ヲ「商工書記官ハ專任十四人」ニ改ム

第九條中「商工事務官專任二十六人」ヲ「商工事務官專任二十八人」ニ改ム

第十三條中「商工技師專任五十六人」ヲ「商工技師專任五十九人」ニ改ム

第十四條中「商工屬ハ專任百十八人」ヲ「商工屬ハ專任百二十六人」ニ改ム

第十七條中「商工技手專任百六十四人」ヲ「商工技手專任百六十九人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臨時産業合理局官制ハ之ヲ廢止ス

大藏省官制中改正ノ件

右謹テ上奏シ恭シク

聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付
セラレムコトヲ請フ

昭和十二年四月十五日

内閣總理大臣林銑十郎

